

昭和三十八年法律第八十一号

共同溝の整備等に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 共同溝整備道路（第三条・第四条）
 第三章 共同溝の建設及び管理（第五条―第十一条）
 第四章 共同溝の占用（第十二条―第十九条）
 第五章 共同溝に関する費用（第二十条―第二十四条）
 第六章 雑則（第二十五条―第二十八条）
 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、路面の掘さくを伴う地下の占用の制限と相まつて共同溝の整備を行なうことにより、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 この法律において「公益事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による認定電気通信事業者
- 二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者
- 三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）による一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者
- 四 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）による水道事業者又は水道用水供給事業者
- 五 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業者
- 六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者

4 この法律において「公益物件」とは、公益事業者が当該事業の目的を達成するため設ける電線（前項第一号の認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る）、ガス管、水管又は下水道管をいう。

5 この法律において「共同溝」とは、二以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

第二章 共同溝整備道路

（共同溝整備道路の指定）

第三条 国土交通大臣は、交通が著しくふくそうしている道路又は著しくふくそうすることが予想される道路で、路面の掘さくを伴う道路の占用に関する工事がひんぱんに行なわれることにより道路の構造の保全上及び道路交通上著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものを、共同溝を整備すべき道路（以下「共同溝整備道路」という。）として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者（道路法第十三条第二項の規定により都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）が同法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道の管理を行うこととされている場合においては、当該都道府県又は指定市。以下次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 道路管理者は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会

4 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

5 第二項及び第三項（都道府県公安委員会の意見を聴く事務に係る部分に限る。）の規定により指定区間内の一般国道の管理を行う都道府県及び指定市が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（共同溝整備道路における許可等の制限）

第四条 道路管理者は、前条第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつた場合においては、当該道路の車道の部分の地下の占用に關し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議に依つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第二項の規定による申出をした者の責めに帰すことのできない理由により共同溝が建設されない場合において、その者が同条第三項に規定する敷設計画書に係る公益物件を設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

二 公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上の公益性を有する施設で、路面の掘返しによる道路の構造の保全上及び道路交通上の支障を生ずるおそれが少ないと認めて国土交通大臣が指定するものを設置し、及び当該施設の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

三 共同溝整備道路の指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された又は設置される工作物、物件又は施設の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

四 共同溝の建設が完了する以前において、当該共同溝に敷設すべき公益物件を、緊急の必要に基づき当該共同溝が建設される道路の部分以外の部分に仮に設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

第三章 共同溝の建設及び管理

（共同溝の建設）

第五条 第三条第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつたときは、道路管理者（道路法第十二条の規定により一般国道の新設又は改築を国土交通大臣が行なう場合においては、国土交通大臣。以下この条、次条から第八条まで、第十二条、第十四条、第十五条及び第二十三条において同じ。）は、当該道路に共同溝を建設することについて、関係公益事業者の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により意見を求められた公益事業者は、道路管理者の定める期限までに、共同溝の建設を希望する旨の申出をすることができる。

3 前項の規定による申出は、当該共同溝に敷設すべき公益物件の敷設計画書その他国土交通省令で定める書面を添えてしなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定による申出が相当であると認めるときは、共同溝の建設を行なうものとする。この場合においては、道路管理者は、共同溝の建設を行なうべき旨を公示しなければならない。

（共同溝整備計画）

第六条 道路管理者は、共同溝を建設しようとするときは、共同溝整備計画を作成しなければならない。

（共同溝整備計画）

- 2 共同溝整備計画には、建設しようとする共同溝に關し、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 位置及び名称
 - 二 構造
 - 三 共同溝の占用予定者
 - 四 共同溝の占用予定者ごとの当該共同溝の占用部分及び公益物件の敷設計画の概要
 - 五 共同溝の建設に要する費用及びその負担に關する事項

六 工事着手予定時期及び工事完了予定時期

第七条 道路管理者は、共同溝整備計画を作成する場合には、建設しようとする共同溝の占用予定者、第五項の規定による公示のあつた日の翌日から起算して三十日を経過した日以後において、当該共同溝整備計画に定めようとする事項を通知し、相当な期限を定めて意見書の提出を求めなければならない。

2 道路管理者は、前項の意見書の提出があり、かつ、その意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合においては、その必要の範囲内において同項の規定による通知に係る事項を修正して修正後の事項を、その他の場合においては同項の規定による通知に係る事項を修正して同項の規定による通知をした者に通知するものとする。

3 道路管理者は、前項の規定による通知をした後において第十三条の規定による申請の取下げがあつたことにより共同溝整備計画に定めようとする事項の変更を必要とする場合においては、更に前二項の手續を行うものとする。

4 道路管理者は、共同溝の建設工事に着手した後において共同溝整備計画を変更しようとする場合においては、共同溝整備計画に定められた共同溝の占用予定者の意見をきかなければならない。

(建設の廃止)

第八条 道路管理者は、次条に規定する共同溝の占用予定者の要件を備える公益事業者が二以上ない場合又は第十三条の規定による申請の取下げがあつたことにより共同溝を建設することができなくなつた場合においては、共同溝の建設を廃止し、その旨を公示するとともに、関係公益事業者に通知するものとする。

(占用予定者)

第九条 共同溝の占用予定者は、第十二条第一項の規定による許可の申請をした者で、その者の敷設計画書に係る公益物件を共同溝に収容することが当該共同溝の規模及び構造上相当であると認められるものでなければならない。

(占用予定者の地位の承継)

第十条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の共同溝の占用予定者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、占用予定者の事業の全部を承継する法人に限る。)は、占用予定者の地位を承継する。

2 占用予定者の事業について譲渡があつたときは、当該事業を譲り受けた者は、占用予定者の地位を承継する。

(共同溝管理規程)

第十一条 道路管理者は、共同溝を管理しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、共同溝管理規程を定めなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定により共同溝管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、第十四条第一項の許可を受けた公益事業者の意見をきかなければならない。

第四章 共同溝の占用

(占用の申請)

第十二条 第五項第二項の規定による申出をした公益事業者は、同条第四項の規定による公示があつた日以後その翌日から起算して三十日以内に、公益物件の敷設計画書その他国土交通省令で定める書面を添えて、道路管理者に共同溝の占用の許可を申請することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による申請をした者が第九条の要件に該当しないと認めるときは、すみやかに、その申請を却下し、その旨を理由を付した書面を添えて、その者に通知しなければならない。

(占用の申請の取下げ)

第十三条 第七項第二項の規定による通知を受けた者はその通知があつた日、同条第三項の規定の適用により更に同条第二項の規定による通知を受けた者はその通知があつた日以後二週間以内の限り、前条第一項の規定による申請を取り下げることができる。

(占用の許可)

第十四条 道路管理者は、共同溝の建設を完了したときは、直ちに、共同溝の占用予定者に当該共同溝の占用の許可をするものとする。

2 前項の許可は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 占用することができる共同溝の部分

二 共同溝に敷設することができる公益物件の種類

第十五条 削除

(許可に基づく地位の承継)

第十六条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第十四条第一項の許可を受けた公益事業者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、当該公益事業者の事業の全部を承継する法人に限る。)は、被承継人が有していた同項の許可に基づく地位を承継する。

(許可に基づく権利義務の譲渡)

第十七条 第十四条第一項の許可に基づく権利及び義務は、道路管理者の認可を受けなければ、譲渡することができない。

(公益物件の構造等の基準)

第十八条 第十四条第一項の許可を受けた公益事業者が当該許可に基づき公益物件の敷設しようとするときは、あらかじめ、道路管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合における当該公益物件の構造及び敷設の方法の基準は、政令で定める。

(監督処分)

第十九条 道路管理者は、第十四条第一項の許可を受けた公益事業者が当該許可に基づき公益物件を敷設する場合において、その公益物件の構造又は敷設の方法が前条第二項に規定する政令で定める基準に適合しないときは、当該敷設に関する工事中止又は当該公益物件の改築、移転若しくは除却を命ずることができる。

第五章 共同溝に関する費用

(建設費の負担)

第二十条 共同溝の占用予定者は、共同溝の建設に要する費用のうち、共同溝の建設によつて受ける効用から算定される推定の投資額等を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(管理費用の負担)

第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(次条第一項及び第二十三条において「災害復旧」という。)その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

(国の負担又は補助)

第二十二条 共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧で次の各号のいずれかに掲げるものに要する費用(第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。)は、国及び当該各号に定める地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担し、指定区間内の一般国道に附属する共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用(同条の規定により当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。)は、国の負担とする。

一 指定区間内の一般国道に附属する共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧 都道府県又は指定市

二 指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設又は改築で国土交通大臣が当該一般国道の新

設又は改築に伴つて行うもの 当該一般国道の道路管理者である地方公共団体

2 国は、前項の場合を除くほか、共同溝の建設又は改築に要する費用(第二十条第一項又は前条

の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。)

第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第五十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第五百九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十五條 新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二十五條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十二年二月二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一條 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則(平成二十二年五月三十一日法律第九一〇号)抄

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附則(平成十四年二月八日法律第一号)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成十五年七月二四日法律第一二五号)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二條の規定、第三條中会社法第十一條第二項の改正規定並びに附則第六條から附則第十五條まで、附則第二十一條から附則第三十一條まで、附則第三十四條から附則第四十一條まで及び附則第四十四條から附則第四十八條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則(平成二十二年三月三十一日法律第二〇号)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 第一條から第八條まで並びに附則第六條及び第九條の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。)について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 略

二 次に掲げる法律の規定 平成二十二年以降の年度の予算に係る国の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)

イ 略

ロ 共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二條第一項

(政令への委任)

第三條 前條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十二年八月三〇日法律第一〇五号)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十條(構造改革特別区域法第十八條の改正規定を除く。)、第十二條、第十四條(地方自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項の改正規定に限る。)、第十六條(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二條及び第十三條の改正規定を除く。)、第五十九條、第六十五條(農地法第五十七條の改正規定に限る。)、第七十六條、第七十九條(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四條の改正規定に限る。)、第九十八條(公営住宅法第六條、第七條及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九條(道路法第十七條、第十八條、第二十四條、第二十七條、第四十八條の四から第四十八條の七まで及び第九十七條の改正規定に限る。)、第二百二條(道路整備特別措置法第三條、第四條、第八條、第十條、第十二條、第十四條及び第十七條の改正規定に限る。)、第百四條、第百十條(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六條の改正規定に限る。)、第百十四條、第百二十一條(都市再開発法第三十三條の改正規定に限る。)、第百二十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定に限る。)、第百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百條の改正規定に限る。)、第百三十三條、第百四十一條、第百四十七條(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七條の改正規定に限る。)、第百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三條、第二百七十七條、第二百九十一條、第二百九十三條から第二百九十五條まで及び第二百九十八條の改正規定に限る。)、第百五十三條、第百五十五條(都市再生特別措置法第四十六條、第四十六條の二及び第五十一條第一項の改正規定に限る。)、

第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定に限る。）、第百五十九条、第百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されていない場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第百六十三条、第百六十六条、第百六十七条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五号の改正規定に限る。）、第百七十二条及び第百八十六条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七條及び第二項第三号の改正規定に限る。）、第七十三條、第五十條、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第五百八十七條の二及び附則第十一条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十三條、第三十四條の三第二項第五号及び第六十四條の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第一百一十條、第一百三十三條、第一百五條及び第一百八十八條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日）

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一八日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年六月二四日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二條（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四條第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条から第三十一条まで、第三十三條、第三十四條、第三十六條（附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五条、第二十八條第一項及び第二項、第二十九條第一項、第三十條第一項及び第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七條、第三十八條、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二條、第四十三條、第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十三條及び第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十七條、第四十八條及び第七十五条の規定、附則第七十七條中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九條の三第三項及び第七百一條の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八條第一項から第六項まで及び第七十九條から第八十二條までの規定、附則第八十三條中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五條第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五條中登録免許税法別表第一第一号の改正規定及び同表第四百号（八）の改正規定、附則第八十七條の規定、附則第八十八條中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十條から第九十五條まで及び第九十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条 前条の規定による改正後の共同溝の整備等に関する特別措置法（次項において「新共同溝法」という。）第二条第三項第三号の規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が附則第二十二條第一項の義務を負う間、同号中「又はガス製造事業者」とあるのは、「若しくはガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）による指定旧供給区域等小売供給を行う事業者」とする。

2 新共同溝法第二条第三項第三号の規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が附則第二十八條第一項の義務を負う間、同号中「又はガス製造事業者」とあるのは、「若しくはガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）による指定旧供給地点小売供給を行う事業者」とする。